



発行 東京都

目次

規則

- 東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部市町村課）……………一
- 東京都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則……………（都市整備局総務部企画経理課）……………一
- 東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部総務課）……………二
- 東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則……………（港湾局総務部財務課）……………二
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）……………四
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）……………五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（同）……………五

公告

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第一号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「切り捨てる」の下に「。ただし、当該得た利率が〇・〇一パーセント未満となる場合は、小数点以下三位未満を切り捨てる」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都区市町村振興基金条例施行規則の規定により貸付けを決定した長期貸付の貸付金の利率については、なお従前の例による。

東京都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二号

東京都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都市再開発事業財務規則（平成十四年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「又は報酬」を「、報酬、旅費（概算払をするものを除く。）又は児童手当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三号

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「(給与に合算して支給する場合に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二中「(当座預金口座(郵便貯金銀行に限る。))及び貯蓄預金口座を振込先として指定するものを除く。)」を削り、「又は旅費」を「旅費」に改め、「場合を除く。)」の下に「又は児童手当」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当座預金口座(郵便貯金銀行に限る。)及び貯蓄預金口座については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年一月十九日

●東京都規則第五号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の二中「(給与又は報酬に合算して支給する場合に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号	平成二十八年十二月六日	東久留米市新川町二丁目二百二十九番十	延長 二一・三八 幅員 四・五〇
道路		九	

●東京都告示第六十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告

示する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に茨城県水戸市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月十四日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京賢治の学校

三 代表者の氏名

小山 郁夫、Vogel Virgilius Joh

annex

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市柴崎町六丁目二十番三十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな年齢層やさまざまな職業の市民が力を合わせて、乳幼児から老人までの幅広い層がつながり合って学び育ち合う学校を建設、運営、経営することによって、今日、混迷をつづけ、ますます深刻化している地域の教育力の低下、家庭教育、公立私立の学校教育のあり方や方向性、その内容の改善への手がかりをみつけ、青少年育成、生涯学習教育の推進にも大きく寄与することを目的とする。

さらに、子どもや若者、大人、老人たちが真の幸福と平和、民主主義、自立と健康を不断に求めて自分自身を問い、それを通して足元の家庭、学校、地域、社会を心の通い合う場に変え、それぞれのちがいを畏敬と尊敬をもって認め合い、生きる希望のもてる社会の実現に大きく貢献することを目指す。

この法人は、自分自身をみつめる姿勢を表現した、「雨ニモマケズ」や「労働と生活を第四次元の芸術に高めよう」と呼びかけた宮澤賢治の『農民芸術概論綱要』の精神及びルドルフ・シュタイナーの教育理念をよりどころとし、市民として、人間として将来世代に責任を負える地球人として、ありとあらゆる存在の幸福を視野に入れ、各々の全人的成長を具体的に実践、推進し、明るく生き生きとした地域、社会づくりに貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田漢文化交流会

三 代表者の氏名

田 偉

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区桜台六丁目十五番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は日本に在住するすべての人に対して、日中文化交流に関する事業を行い、友好と平和に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本総合格闘技OBクラブ

三 代表者の氏名

平野 厚雄、小路 晃

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南池袋二丁目四十九番七号 池袋パークビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、総合格闘技OB等を中心として、発達障害児・者を主とした障害者に対して、自立支援や療育、保育、就労支援を行い、障害者を扶養する保護者や家族と、各種イベントや交流会を一般市民とともに開催し、いじめ・差別・虐待のない豊かで明るい家庭環境づくり

に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本火山学会

三 代表者の氏名

井口 正人

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷六丁目二番九号 モンテベルデ第二

東大前四〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、火山学に関連する学術調査・研究、普及・啓発及び研究奨励・表彰等の事業を通じて、火山学及びこれに関連のある諸科学の進歩及び普及をはかることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マザーリンク・ジャパン

三 代表者の氏名

寝占 理絵

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区桜丘町十五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、子どもたちの健全育成を支援する事業の一環として、障害者、高齢者、

子ども、教育、環境保全、まちづくりなどさまざまな分野の取組みと連携し、子育てに関する講演会やセミナー等の開催及び調査・研究事業、情報誌・機関誌の発行及びホームページの開設による普及啓発事業や教育の環境整備等に関する事業を行うことで、子どもたちの未来のために、より豊かで平和な社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本学生社会人ネットワーク

三 代表者の氏名

真坂 淳

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目十六番六号 虎ノ門ラポート

六階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、社会の第一線で活躍し高い志を持つ社会人と、自己の成長と他者へ

の思いやりを持つ学生の「出会い」と「学び」の場を提供する事業を通じて、激動する現代社会において、自分の夢の実現のため、仲間と次世代のため、日本と世界のためという三つの志を抱き、社会を活性化させる自立した個人(ピンで立つ個人)を育成し、もって人材の健全育成と個々人がより主体的に活躍する社会の実現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアアコデーネーション

三 代表者の氏名

宮川 定仙

四 主たる事務所の所在地

東京都港区三田二丁目二番二十七号 三田コーポラス

四階四〇四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現をめざし、障害者が自立した生活が送れる場を提供することで、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Accept Internat

<p>三 代表者の氏名 永井 陽右</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区南麻布五丁目二番三号 ドミール一A</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、冷戦以後の世界各地における地域・民族紛争の増加に対応し、紛争やテロの影響下にある、あるいは紛争やテロのリスクが懸念される国や地域を対象として、そのような地域の文化・社会の理解を通じて市民社会間に確かな信頼関係を構築すること、またその理解を踏まえて具体的な行動を起こし、世界平和と国際協力に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人江東区ハニービー・プロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 吉川 甲次</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区東陽六丁目二番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、江東区と自然環境保護に関心のある区民、区内の企業並びに学校等が協力し、ミツバチの飼育とハチミツの生産及び活用を通して都市の生態系の回復と緑化の推進を図るとともに地域の活性化と福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>ionai</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ストップ・スモークキング</p> <p>三 代表者の氏名 中嶋 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区寿三丁目十一番一号 ダイアパレス蔵前八〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民および旅行者等全てに対して、受動喫煙拒否に関する事業を行うことにより、もって地域環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人礎の石孤児院</p> <p>二 代表者の氏名 北野 直人</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ストップ・スモークキング</p> <p>三 代表者の氏名 中嶋 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区寿三丁目十一番一号 ダイアパレス蔵前八〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民および旅行者等全てに対して、受動喫煙拒否に関する事業を行うことにより、もって地域環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 本木 恵介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ストップ・スモークキング</p> <p>三 代表者の氏名 中嶋 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区寿三丁目十一番一号 ダイアパレス蔵前八〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民および旅行者等全てに対して、受動喫煙拒否に関する事業を行うことにより、もって地域環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人礎の石孤児院</p> <p>二 代表者の氏名 北野 直人</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田一丁目十四番一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十六日から平成三十三年十二月二十五日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 本木 恵介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田一丁目十四番一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十六日から平成三十三年十二月二十五日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 本木 恵介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ストップ・スモークキング</p> <p>三 代表者の氏名 中嶋 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区寿三丁目十一番一号 ダイアパレス蔵前八〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民および旅行者等全てに対して、受動喫煙拒否に関する事業を行うことにより、もって地域環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人礎の石孤児院</p> <p>二 代表者の氏名 北野 直人</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田一丁目十四番一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十六日から平成三十三年十二月二十五日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 本木 恵介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田一丁目十四番一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十六日から平成三十三年十二月二十五日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月十九日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>二 代表者の氏名 本木 恵介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001